

## 多産者家系調査報告（第二回）

横田 年

第一表 初婚年齢分布

年齢	多産者の女同胞及男同胞の妻		多産の妻	
	實數	%	實數	%
10	2	0.12	—	—
11	1	0.06	—	—
12	3	0.17	—	—
13	8	0.46	8	1.24
14	7	0.40	6	0.93
15	26	1.50	27	4.17
16	63	3.62	56	8.66
17	99	5.70	75	11.59
18	154	8.86	121	18.70
19	207	11.91	97	14.99
20	235	13.52	102	15.77
21	212	12.20	50	7.73
22	226	13.00	50	7.73
23	176	10.13	19	2.94
24	133	7.65	16	2.47
25	85	4.89	6	0.93
26	40	2.30	3	0.46
27	22	1.27	5	0.77
28	14	0.81	1	0.15
29	4	0.23	5	0.77
30	6	0.35	—	—
31	2	0.12	—	—
32	2	0.12	—	—
33	3	0.17	—	—
34	3	0.17	—	—
35	1	0.06	—	—
36	2	0.12	—	—
37	1	0.06	—	—
41	1	0.06	—	—
計	1,738	—	647	—
M ± m	21.43 ± 0.076		19.56 ± 0.104	
σ	3.16		2.64	

余は既に本誌上に於て多産者の両親及び子供の出産力に就いて報告したが、其後第二回調査として之等多産者の同胞の出産力を調べたので其の結果を茲に報告する。

前回神奈川縣の多産者の調査を行つた際、其等の夫妻各々の同胞の内配偶を有し且現存せる者の住所氏名を調査票に記入せしめたのであるが、之に基いて改めて本研究所より直接之等の同胞夫妻に對し出産力調査票を送付し昭和十六年八月三十一日現在を以て調査事項を記入せしめた。而して之等の同胞の内約四分の三は神奈川縣内に在住し、残りは其他の府縣居住

者であつたが、前者に就いては神奈川縣警察部と共同調査の形式により調査票を印刷し、直接本人に宛て送付した調査票に自ら調査事項を記入せしめたる上最寄りの巡査駐在所又は派出所に提出せしめ、之等の調査票を縣警察部の手により取纏めた上本研究所に送付を受けたのである。神奈川縣外在住者に對しては直接本人に調査票を送付し自ら記入せしめて本研究所に返送して頂いた。何れの場合に於ても原調査票の同胞の住所氏名の記載不正確の爲本人に届かずして返送されたものが相當あつたが、返送された分即ち先方に届いたと思はれるものは神奈川縣在住者では二、四八九あり、此の内回答を得た數一、六三九、回収率六五・八%で、神奈川縣外在住者では七六四だけ先方に届き、此の内回答ありし數五五七、即ち回収率七二・九%であつた。兩者を合計すると本人に届いた數三、二五三、内回答數二、一九六、回収率六七・五%である。

### 二 多産者同胞の初婚年齢

第二表 妻の初婚年齢別同棲期間別出生力  
(nは該當者数を示す)

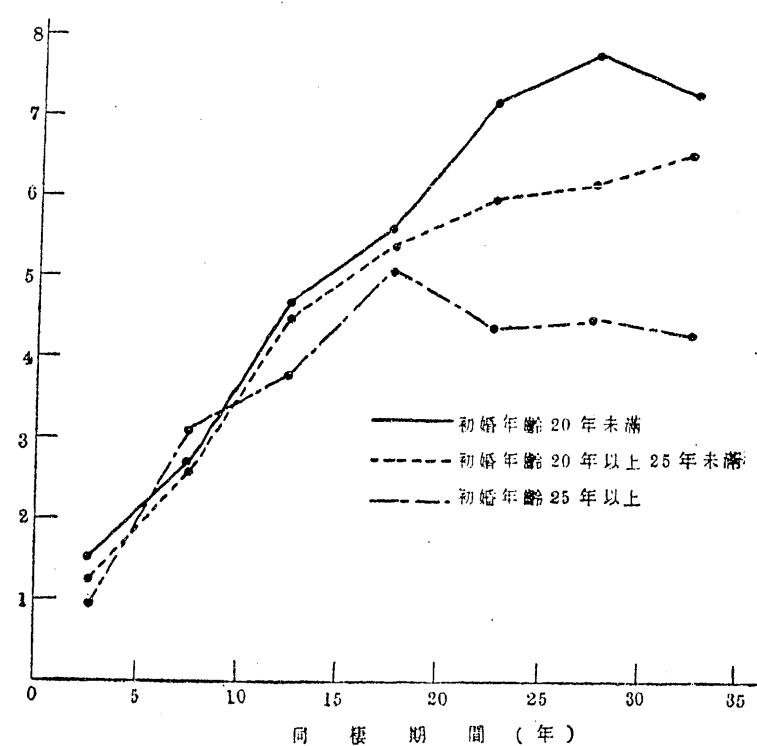
初婚年齢 同棲期間 (年)	20年未満	20年以上25年未満	25年以上
0—5	1.5±0.22 n=6	1.2±0.15 n=27	0.9±0.33 n=9
5—10	2.7±0.26 n=23	2.6±0.15 n=85	3.1±0.43 n=22
10—15	4.7±0.23 n=42	4.5±0.21 n=100	3.8±0.49 n=23
15—20	5.6±0.30 n=77	5.4±0.20 n=181	5.1±0.37 n=28
20—25	7.2±0.30 n=85	6.0±0.11 n=201	4.4±0.39 n=39
25—30	7.8±0.32 n=98	6.2±0.25 n=139	4.5±0.52 n=20
30以上	7.3±0.23 n=238	6.6±0.19 n=249	4.3±0.44 n=36

多産者の男同胞の妻及び女同胞の初婚年齢分布は第一表の如くで、其の平均は二二・四三年である。比較の爲多産の妻の初婚年齢を掲げておたが、其の平均は一九・五六六年で前者は之よりも一・八七年遅れてゐる。此の婚姻年齢の差異は、同胞の一人が十人以上の子女を挙げた多産者となり他が左程多數の出産を爲し得なかつた原因の一部を爲すものである。

### 三 妻の初婚年齢別同棲期間別出生力

之等の同胞の出生力を妻の初婚年齢別並に夫婦の同棲期間別に分類して

第一圖 初婚年齢別出生速度比較圖



観察したものが第二表であり、之を圖示したものが第一圖である。此の計算の中には死流産を除いてある。同棲十年頃迄は何れの初婚年齢階級のものも同様の出生力を示してゐるが、以後同棲期間を増すに従つて晩婚者程出生力の低い事は從來の諸家の出産力調査に見ると同様である。即ち同棲二〇年以上では初婚年齢二〇年未満の者即ち早婚者は平均七・二乃至七・八人を産み、二〇年以上二五年未満婚姻者は平均六・〇乃至六・六人を産み、二十五年以上婚姻者即ち晩婚者は平均四・三乃至四・五人を産んでゐる。早婚者の出産力は可成り高い様に見えるが、之を從來の出産力調査就中古屋博士

及其の一門の諸家の出産力調査と比較する爲に、古屋博士に徵つて第一出生速度表を作製した(第二表)。第一出生速度表とは妻の第一子出生時を基準として(従つて無児配偶は含まれない)より調査時に至る同棲期間別に、又第一子出生時の妻の年齢別に其の平均出生兒數を算出したものである。

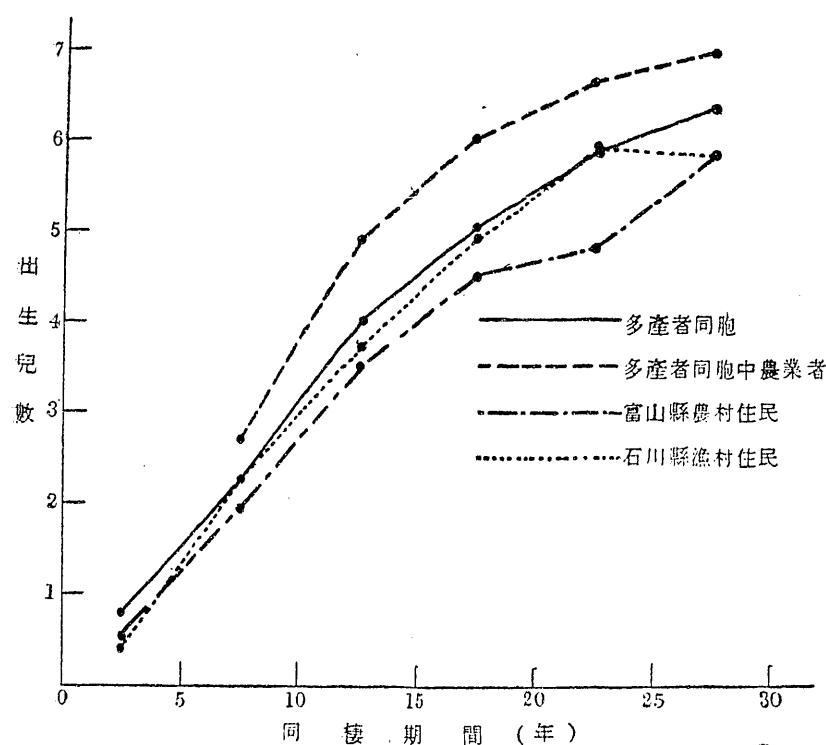
(3) 同表中の同棲期間別訂正出生力とは種々の出産力調査を比較する場合各階級により配偶の年齢構成を異にする結果起るべき誤差を除く爲に、偶然的な婚期別の妻の人数により加重平均を避け日本全國の最近の婚期別の妻の人数の割合(大略1:3:1)と同一の割合を持つと假定して計算したものである。

斯くて作製したものが第二表であるが、此の最後の欄の同棲期間別訂

第三表 第一出生速度表(多産者同胞出生力)  
(nは該當者数を示す)

第一子出生時の妻の年齢(年間)	15—20	20—25	25—30	同棲期間別訂正出生力
0—5	0.57 n=7	0.84±0.14 n=32	0.91±0.19 n=22	0.80
5—10	2.08±0.17 n=13	2.26±0.14 n=78	2.40±0.24 n=42	2.25
10—15	3.83±0.42 n=18	4.18±0.17 n=123	3.73±0.31 n=44	4.02
15—20	5.63±0.34 n=40	5.18±0.16 n=205	3.96±0.28 n=54	5.03
20—25	6.69±0.36 n=45	6.09±0.19 n=180	4.28±0.28 n=69	5.85
25—30	7.35±0.40 n=49	6.42±0.23 n=149	5.07±0.35 n=45	6.34

第二圖 同棲期間別訂正出生力比較圖



第四表 同棲期間別訂正出生力比較

同棲期間(年)	多産者	富山縣農村住民	石川縣漁村住民	千葉縣教員	石川縣教員	金澤市市民	女子大卒業生
0—5	0.80	0.55	0.51	0.38	0.55	0.49	0.47
5—10	2.25	1.94	2.05	2.24	2.28	1.77	1.70
10—15	4.02	3.48	3.39	3.69	3.62	2.83	2.86
15—20	5.03	4.47	4.87	4.88	4.62	3.53	3.56
20—25	5.85	4.77	5.50	5.92	5.75	4.06	3.84
25—30	6.34	5.81	5.79	5.75	5.63	—	4.45

第五表 多産者同胞の内農業者の出生速度  
(第一出生速度表)

第一子出生時の妻の年齢 同棲期間(年)	15—20	20—25	25—30	同棲期間別 訂正出生力
0—5	—	—	1.29 ± 0.48 n = 7	—
5—10	2.20 ± 0.33 n = 5	2.88 ± 0.23 n = 26	2.81 ± 0.40 n = 16	2.73
10—15	5.40 ± 0.36 n = 5	4.60 ± 0.22 n = 45	5.15 ± 0.36 n = 13	4.89
15—20	6.78 ± 0.31 n = 9	6.13 ± 0.24 n = 84	4.62 ± 0.40 n = 29	5.96
20—25	7.67 ± 0.46 n = 21	6.61 ± 0.25 n = 89	5.31 ± 0.34 n = 32	6.56
25—30	8.33 ± 0.42 n = 30	6.97 ± 0.28 n = 92	5.37 ± 0.36 n = 27	6.92

正出生力を矢ヶ崎氏論文より引用したる諸家の出産力調査による訂正出生力比較表と比べたものが第四表である。又、此の多産者同胞の同棲期間別訂正出生力を富山縣農村、石川縣漁村の其れと比較したものが第二圖である。多産者同胞が金澤市民、女子大卒業生、教員等よりも遙かに高い出生力を有するは勿論であるが、同時に北陸地方の農山漁村の住民に比しても大體に於て稍々高く殊に同棲二五年乃至三〇年では相當に凌駕してゐる。

第六表 同棲期間25年以上の同胞の初婚年齢別

## 出生兒數度數分布(百分比)

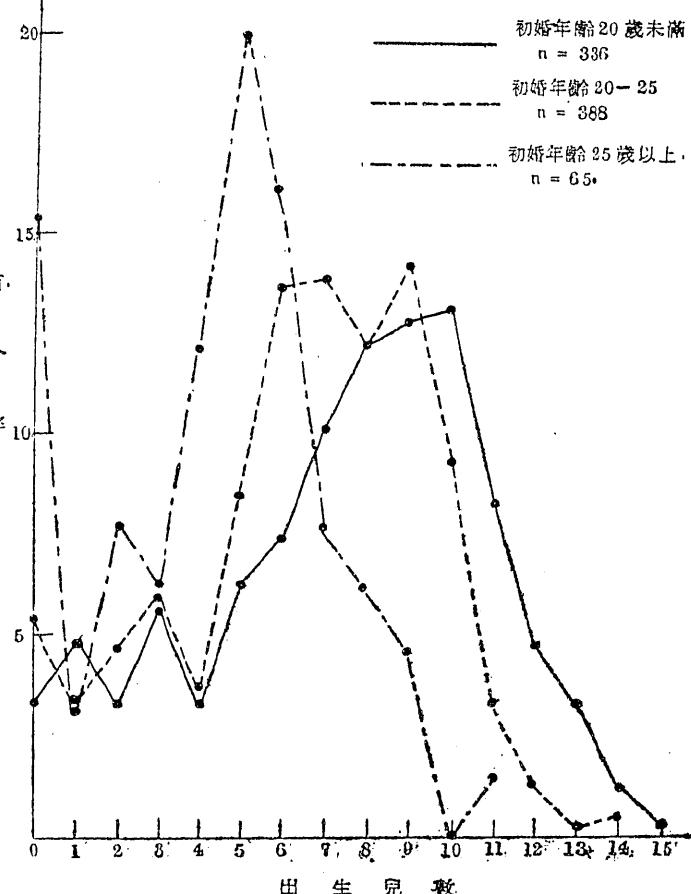
出生兒數 初婚年齡	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
20未満	3.27	4.76	3.27	5.65	3.27	6.25	7.44	10.12	12.20	12.80	13.10	8.33	4.76	3.27	1.19	0.30
20—25	5.41	3.35	4.64	5.93	3.61	8.51	13.66	13.92	12.11	14.18	9.28	3.35	1.29	0.26	0.52	—
25以上	15.40	3.10	7.69	6.15	12.31	20.00	15.40	7.69	6.15	4.62	—	1.54	—	—	—	—

次に之等の同胞(各種職業者を含む)の内同棲期間二十五年以上の夫婦七八九を初婚年齡二十未満、二十—二十五、二十五以上の三階級に分け、各の出生兒數の百分比を計算し(第六表)之を第三圖に比較圖示した。

先づ無子配偶率を見るに初婚年齡二十歳未満の夫婦は三・二七%、二十—二十五歳初婚者は五・四一%、二五歳以上初婚者は一五・四〇%である。之を諸家の無子配偶率と比較するに、同棲二五年以上の

を包含してゐるので、此の儘では職業による色々の影響を受けた者が多數存在してゐるから、之を一般農民と比較するには之等の内から農業者のみを選び出して観察するのが正當かと考へられる。仍て農業者のみに就いて第一出生速度表を作製して見た。(第五表)此の表中の訂正期間別出生力は他の職業層を含むものに比し更に一段と高く、明かに多産者の同胞が相當に高い出産力を有する事を示してゐる。此の關係は第二圖によつても了解出来る。

第三圖 初婚年齢別出生兒數度數分布  
(百分比)比較圖 (同棲25年以上)



夫婦のみに就いて見れば、石川縣教員二・六三%、金澤市民一二・五五%、女子大卒業生九・七六%、富山縣農村二・六四%乃至三・七六%、三重縣農村九・三〇%で、本調査の無児配偶率(二十五歳以上初婚者を除き)は石川縣教員、富山縣農村よりは高く、其他的調査よりも低い値を示してゐる。従つて多産者の同胞の無児配偶率は北陸農民と大體同程度であると言ひ得ると同時に、本調査に於て回収し得た調査票に於て出生兒の無い夫婦が特に集らなかつた様な事實が無く、従つて本調査の資料が著しく偏つたもののみ集つたものではない事の一證左となり得ると思ふ。次に圖によつて初婚年齢二十歳未満の出生兒數の割合を見るに、一〇人の出生兒を有する者最多數を占め、九人、八人、七人、一人が之に次いで居り、之等の人々

が可成り多産なる事を示してゐる。二十歳乃至二十五歳初婚者では九人の子女を有する者最も多く七人、六人、八人が之に次いでゐる。以上觀察した如く同棲期間別、初婚年齢別に出生力を分析しても、出生兒數の分布状態を見ても多産者の同胞は相當に多産なりと言ひ得ると思ふ。併し、誠に遺憾な事には今日迄に本調査の対象と同様に主として神奈川縣地方に在住する一般人の出產力に關する廣汎な調査が行はれた事が無いので、本調査の多産者の同胞の出產力を同地域、同職業の一般人よりも特に高いものと斷定する事が出来ない。従つて結論は今後に保留しなければならないが、府縣別出生率により想像するに神奈川縣人が本論文に屢々引用したる北陸地方の人々の出產力に比して一般に高出產力を有してゐるとは考へられないから、本調査の多産者同胞の出產力を一般人よりも稍、高いものと略々推定する事を得よう。

#### 四 多産夫妻男女同胞別出生力

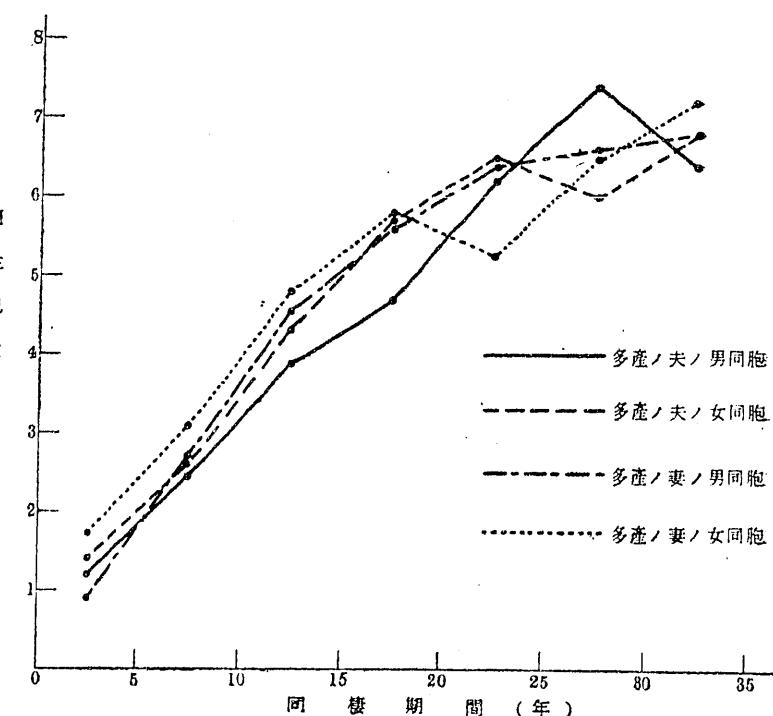
以上の結果により假りに多産素質が遺傳するものと考へた場合、之が伴性遺傳の如き型式を取るや否や、即ち多産の夫の同胞たると多妻の妻の同胞たるとにより其の間に差異があるか又男同胞たると女同胞たるとにより相異を認められるかを檢する爲に、多産の夫の男同胞及女同胞、多産の妻の男同胞及女同胞の四者に分けて各々の同棲期間別出生力を比較した。第七表及第四圖が之であるが之等四者の間に意義ある差異を見出し得ない。次に之等四群に於て妻の初婚年齢二十五歳未満、同棲期間二十五年以上のものに就き夫々の出生兒數度數分布(百分比)及平均出生兒數を計算して見た。右の條件の多産の夫の男同胞一六三名の平均出生兒數は六・九五、多産の夫の女同胞(二〇一名)は六・九三、多産の妻の男同胞(一七二名)は六・

第七表 多産夫妻男女同胞別同棲期間別出生力  
(婚姻時を基準とす)

区分 同棲期間 (年)	多産の夫の 男 同 胞	多産の夫の 女 同 胞	多産の妻の 男 同 胞	多産の妻の 女 同 胞
0-4	1.20 ± 0.24 n=10	1.37 ± 0.30 n=8	0.90 ± 0.14 n=20	1.75 ± 0.42 n=8
5-9	2.51 ± 0.27 n=41	2.64 ± 0.44 n=14	2.74 ± 0.14 n=66	3.10 ± 0.32 n=21
10-14	3.88 ± 0.31 n=50	4.33 ± 0.45 n=18	4.55 ± 0.25 n=64	4.84 ± 0.30 n=38
15-19	4.73 ± 0.30 n=67	5.69 ± 0.30 n=51	5.57 ± 0.25 n=106	5.80 ± 0.34 n=65
20-24	6.20 ± 0.31 n=97	6.48 ± 0.32 n=73	6.42 ± 0.31 n=99	5.25 ± 0.37 n=63
25-29	7.40 ± 0.39 n=58	6.03 ± 0.35 n=78	6.59 ± 0.36 n=75	6.48 ± 0.46 n=63
30-	6.41 ± 0.32 n=128	6.81 ± 0.25 n=161	6.77 ± 0.29 n=119	7.18 ± 0.28 n=133

九二、多産の妻の女同胞(一八八名)は六・八九で其の間に意義ある差異を認め得ない。第八表及び第五圖、第六圖は夫々の出生兒數度數分布(百分比)を比較したものであるが、四者の間に殆ど有意義の相異が無い様である。唯、多産の夫の男同胞と多産の妻の女同胞のモードが九人であり、多産の妻の男同胞のモードは八人、多産の夫の女同胞では七人となつてゐるが、此のモードの差が何を意味するかを推論するには各の觀察例が稍少過ぎると思はれる。又、何れの度數分布に於ても四子或は五子の處に深

第四圖 多産夫妻男女同胞別出生速度比較圖



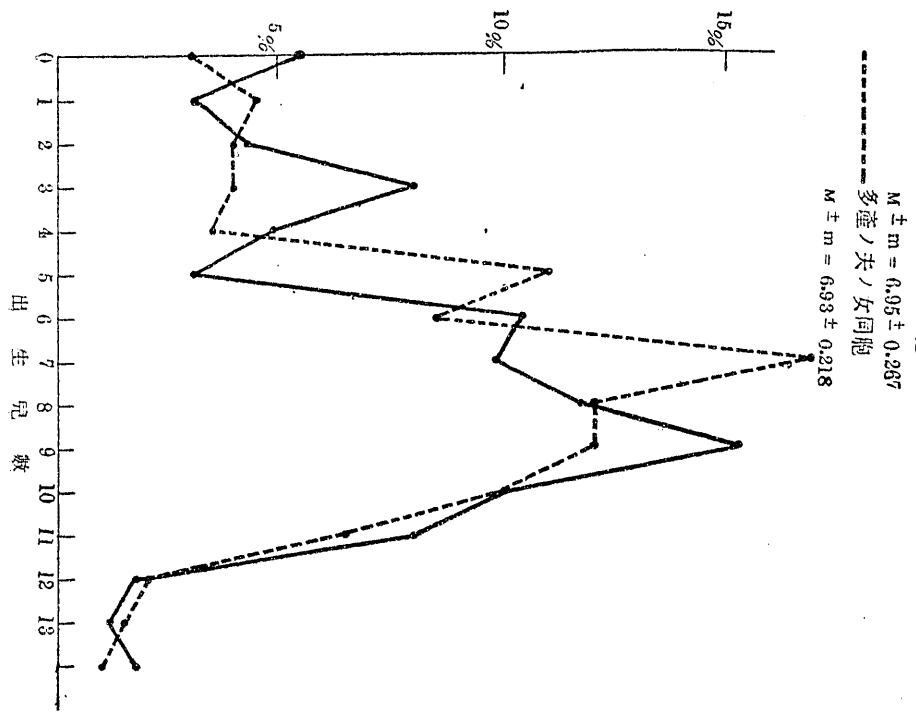
い陥凹があり恰も双峯曲線の如き形状を示してゐるが(○子を除き)、單に觀察例が少い爲の偶然的所産なるやも知れないから茲には其の意義に就いての考察は行はない事とする。  
兎に角以上の觀察のみを以てすれば多産夫妻男女同胞別の出生力には意義ある差異を見出し難い。

## 五 總括及考按

余は第一回報告に於て多産夫妻の同胞數を調査せる結果を述べた。而して多産の夫の平均同胞數(夫の兩親の同棲期間満二十五年以上のもの)は六・三七人、多産の妻の平均同胞數(妻の兩親の同棲期間満二十五年以上の

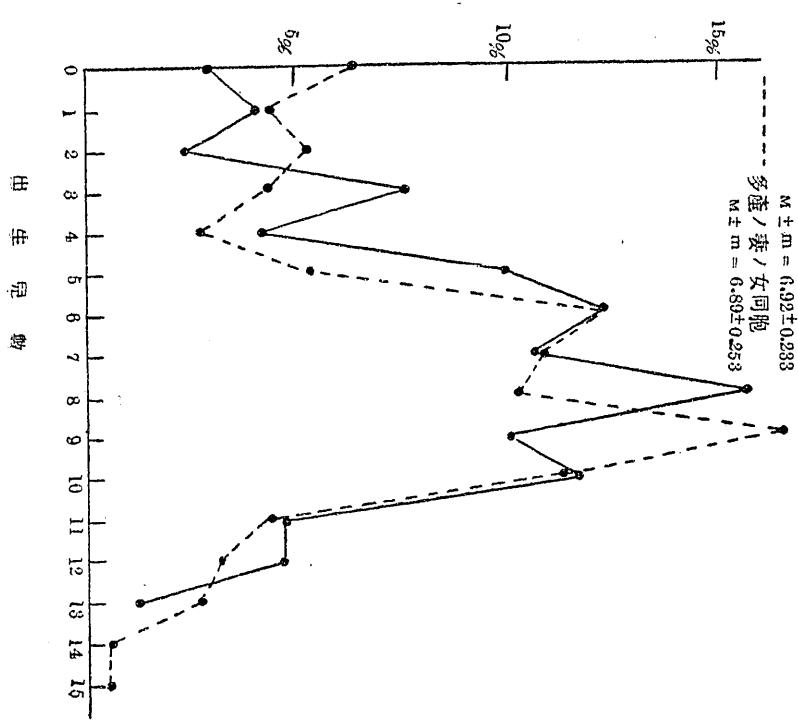
第五圖 多產ノ夫ノ男女同胞別出生兒數度數分布(百分比)比較圖

(男同胞ノ妻及女同胞ノ初婚年齡25歲未滿同様25年以上)



第六圖 多產ノ妻ノ男女同胞別出生兒數度數分布(百分比)比較圖

(男同胞ノ妻及女同胞ノ初婚年齡25歲未滿、同様25年以上)



第八表 多産夫妻男女同胞出生兒數度數分布(百分比)

(初婚年齢25歳未満、同棲期間25年以上)

出生兒數 區 分	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
多産の夫の男同胞	5.52	3.07	4.29	7.98	4.91	3.07	10.43	9.82	11.66	15.34	10.04	7.98	1.84	1.23	1.84	—
多産の夫の女同胞	2.99	4.48	3.98	3.98	3.48	10.95	8.46	16.92	11.94	11.94	9.95	6.47	1.99	1.49	1.00	—
多産の妻の男同胞	2.91	4.07	2.33	7.56	4.07	9.88	12.21	10.47	15.70	9.88	11.63	4.65	4.65	1.16	—	—
多産の妻の女同胞	6.38	4.26	5.32	4.26	2.66	5.32	12.23	10.64	10.11	16.49	11.17	4.26	3.19	2.66	0.53	0.53

（の）は六・六七人で、之をレンツの方法に従ひ補正すると前者は五・一五人、後者は五・三三人となるから之等は現代の諸家の出産力に比して劣つてゐると云ふ結論を得た。今茲に省みて調査資料の價値を検討して見よう。本調査の調査票に多産夫妻各々の同胞數を記入せしめる際、夫又は妻自身並びに死亡者（生後直ちに死亡した如き者も）を同胞數の中に數ふる様注意したのであるが、（人口問題研究二卷十號六二頁参照）長子は兎も角、末子に近くな程自分の同胞中の乳兒死亡者を知らざる場合が屢々存在する。従つて前述の夫妻各々の平均同胞數は眞實の値よりも幾分過少に算出されてゐると考へられる。

もの）は六・六七人で、之をレンツの方法に従ひ補正すると前者は五・一五人、後者は五・三三人となるから之等は現代の諸家の出産力に比して劣つてゐると云ふ結論を得た。今茲に省みて調査資料の價値を検討して見よう。本調査の調査票に多産夫妻各々の同胞數を記入せしめる際、夫又は妻自身並びに死亡者（生後直ちに死亡した如き者も）を同胞數の中に數ふる様注意したのであるが、（人口問題研究二卷十號六二頁参照）長子は兎も角、末子に近くな程自分の同胞中の乳兒死

亡者を知らざる場合が屢々存在する。従つて前述の夫妻各々の平均同胞數は眞實の値よりも幾分過少に算出される。以上の如く第一回調査によつては多性素質を證明し得る結論を得られな

次に多産の夫の子供數と夫の同胞數との相關並に多産の妻の子供數と妻の同胞數との相關を計算し、何れも有意の相關を認めなかつたが、多産夫妻の子供の數が總て十人以上に限られて居る點に於て此の相關を計算せんとする事自體が稍々無理であつたと考へる。斯くの如き相關は環境的條件に於て能ふ限り一定した材料に基き一般人の子供の數と同胞の數の間に於て検すべきである。従つて茲に有意の相關を認め得なかつたとしても多産素因の遺傳性を否定する根據とはなし得ない。

次に多産者の子供の出産力に就いては一般人と差異を認め得ない結果を得たが、調査票が餘りに複雑になるのを考慮して其の職業、住所、初婚年齢、産兒の出生年月等を調べなかつた爲に、詳細に分析して觀察する事が出來なかつた。従つて此の結果は絶対性のあるものとは言ひ得ない。

かつたが、同時に之を否定する事も出来なかつた。然るに第二回調査即ち多産者の同胞の出産力調査に於て多産の夫の男女同胞、多産の妻の男女同胞何れに於ても相當多産の傾向の存する事を認めた。勿論對照として本調査の資料と同一の環境に於ける一般人の出産力調査が存在しないので決定的の斷定は與へられず、問題の最後的解決は將來に残されてゐる。

多産素質の遺傳の問題に關聯して一般に生殖能力の遺傳に就いても考察を行ふべきであるが、之に就いては稿を改めて記述する豫定である。

稿を終るに臨み、第一回及第二回調査を通じて非常な御援助を賜りし神奈川縣警察部職員諸氏、就中衛生課及各警察署衛生係の諸氏、特に衛生課長北條光丸氏、衛生主事碓井貞義氏、前衛生主事伊藤健氏に厚く感謝の意を表する。

### 引 用 文 獻

- (1) 横田 人口問題研究 二卷二號 四三頁
- (2) 古屋 醫學統計法の理論と其應用 一三五頁
- (3) 古屋 民族生物學研究 第一輯 一五頁
- (4) 矢ヶ崎 民族生物學研究 第一輯 三六頁
- (5) 同 同 同 二二七頁

### 正 誤

第二卷第十二號「出生率の地域的差異に關する」考察一六頁(八)姪娠障礙頻度に關する記述中「惡阻」は「つぱり及惡阻」に「輕症惡阻」は「つぱり及輕症惡阻」に「重症惡阻」は「惡阻」に訂正す。一二頁下段一行「重症惡阻」は「惡阻」と訂正す。

### 上州沼田藩人口政策史料

達書

(埋め草)

朝廷御維新の折柄に當り、我等不肖藩任の重きを辱なうし、日夜恐懼にたへざる處、幸に管轄する處盡く舊來の封土にして、何れも累世の恩義を相荷なふ。是我等數々思ふ所なり何れも朝廷御布告の儀を奉體し、上下相話して力を職業に盡し、厚聖主の御仁慈を仰戴すべし。隨つて小兒養育の儀は、吾先代歐良院殿初而就行してより以來相繼々所の舊政にして、今猶厚を加ふべき處なれば、重て其教令を示さしむ。何れも厚く相心得合、先代の遺教に基き、永く此地の美俗をなし、戸口繁衍の道を弘むべきもの也。

### 小兒養育冥加金上納帳

それづら／＼思ふに、有情の大道四生に輪廻して人界に生をうるもの、寔に龜の浮木の縁逢ふが如し。然るに此邊のあしき風俗にて、無慚放逸成ものは出生の子を産所に於て押殺し、或は墮胎の法をなしして失ふもの多し。たま／＼人體を受けて生れぬるを、情なくも失ふ事鳥類にも劣れるべし、嗚呼鳥獸すらそれ／＼に子を育ふ道を知る。況や萬物の精靈たる人間として此心なきは人面獸心歎詠ならずや。然るに退て其根元を按するに、偏に貧乏より成るものとす。

是において有位の同志と俱に、小兒養育の資財を調へ、疾廳に納置、其利倍を以て赤子養育の輩へ申下し、この風俗を變せん事を願ふ。各仁慈の志を發し、僧に俗財を投て此供業を成就せば、歲々早く死を遁れ生を得るもの幾人ぞや。

一人死を救ふ事すら功德廣大、況や永年生を完うするもの計難し。然則喜捨の資財は少しにして、生れる所の功德萬劫にして廣からん。

文化十一甲戌年季春吉日

(社會連帶より)